

平成17年（行ウ）第157号，第184号ないし第191号

原告 [REDACTED] ほか8名

被告 国

第3準備書面

平成18年2月22日

東京地方裁判所民事第38部合B1係 御中

被告指定代理人 石 川 さ お り

小 山 博 実

泉 本 良 二

清 水 真 琴

山 門 由 美

被告は、原告らの2006年（平成18年）1月17日付け原告準備書面4（以下「原告準備書面(4)」という。）における主張に対し、必要な限度で反論する。

なお、略称等は本書面で新たに用いるものを除き、従前の例による。

1 原告らの主張

原告らは、法3条1項は、届出の方式について規定していないことから、「法定の要件を満たし、かつ届出の意思が確定的に表示されているならば、口頭による届出行為も法律上有効かつ適法に行うことが可能である。」、「届出行為の本質的事項、すなわち届出の内容ないし目的（本件でいえば国籍の取得）及び届出人の特定が本人の申告若しくは提示書類で確認できれば、口頭による届出は有効に成立するものというべきである（そのときに確認し得ないその余の要件は後日追完によることで足りる）。」として、原告■■■■■及び原告■■■■■は、日本人父の認知を理由とする国籍取得届を口頭で行ったことが明らかであると述べる（原告準備書面(4) 2, 3ページ）。

そして、その論拠として、「被告国は法律上その方式が明定されている届出（引用者注：認知の届出）についてさえ口頭による届出が有効に行いうることを認めているのであり、届出行為の方式が法律上限定されていない国籍取得届について口頭で行いうることは法律上明らかである。」と主張する。

しかしながら、原告らの主張は、以下に述べるとおり、失当である。

2 被告の反論

(1) 戸籍法は、口頭による届出を認めていること

原告らの指摘するとおり、民法781条は、「認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってする。」と定め、戸籍法60条は、「認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。」と定めているが、届出の通則（第四章第一節）として、同法27条は「届出は、書面又は口頭でこれを行うことができる。」と規定している。同条は、届出が書面又は口頭のいずれによることもできることを明らかにした規定であって、報告的届出又は創設的届出のいずれにも適用されるとされている（青木義人・大森政輔著・全訂戸籍法209ページ）。

そして、同法37条は、口頭による届出の手續等について規定しており、認知については、口頭による届出を代理人によってすることはできないとされている（同条3項）。

以上のとおり、戸籍法上の届出については、法律上口頭での届出が認められている。

(2) 国籍法は、口頭による届出を認めていないこと

一方、国籍法上の届出については、法19条によって国籍の取得に関する手續について必要な事項を定めることを委任された国籍法施行規則（以下「規則」という。）1条3項（規則3条で準用する場合を含む。）

において、届出は「書面によつてしなければならない。」と定めている。

これは、届出意思の確認と届出の事務処理を適正迅速に行うため、書面による要式行為とされたものであり、口頭による届出は無効であるとされている（黒木忠正＝細川清「外事法・国籍法」323ページ）。

原告らは、国籍取得届の手續につき、口頭による届出により、届出の内容ないし目的及び届出人が特定できれば足り、その余の要件は後日の追完によることで足りると主張するが（原告準備書面(4)2ページ）、かかる主張は、規則を無視した独自のものであり、失当である。

答弁書でも述べたとおり、法3条2項は、「前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。」と定めるところ、その届出は規則1条所定の各手續を満たした適法なものでなければならないことは明らかである。